

塾代充当収入認定せず

厚労省、運用ルール改定

厚生労働省が、生活保護世帯の高校生が得た奨学金について、学習塾などの費用に充てる場合は「収入」と見なさず、保護費から減額しないよう運用ルールを改めることが分かった。現行でも、自立支援の観点から、奨学金を塾代に充てても保護費を減らさない自治体があり、先行する現場に合わせざるを得なくなっ

た。今月六日付で全国の自治体に通知し、十月から適用される。

生活保護世帯が得たお金を「収入」と認定するかどうかは、厚労省の運用ルールに基づいて市区町村が判断する。奨学金は、原則として働いて得た給与や年金などと同じ「収入」と認定

される。具体的には塾の入会や授業、教材、模擬試験、通塾にかかる費用に奨学金を充ても収入と見なさない。家庭教師への月謝も同様の扱いとする。高校生のアルバイト代も塾向けに使えば収入認定しない。(我那覇圭)

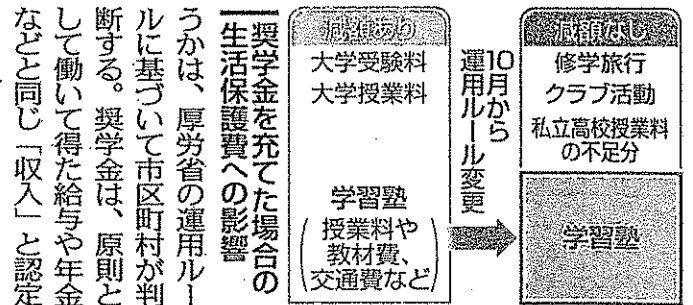
2/2
厚労省

ら、奨学金を塾代に充てても保護費を減らさない自治体があり、先行する現場に合わせざるを得なくなっ

た。今月六日付で全国の自治体に通知し、十月から適用される。生活保護世帯が得たお金を「収入」と認定するかどうかは、厚労省の運用ルールに基づいて市区町村が判断する。奨学金は、原則として働いて得た給与や年金などと同じ「収入」と認定

契機 高2女子の声…保護費減額

契機 高2女子の声…保護費減額。めた。本紙も四月、生徒側が認定の取り消しを求める訴えを福島地裁に起こしたことを報じた。こうした動きを受け、厚労省は今月六日付で「可能な調査を行わずに奨学金の全額を収入認定した判断過程は不適切だった」として、市による収入認定や保護費の減額処分を取り消す裁決をした。運用ルールの変更は、これと併せた判断だ。ただ、今回収入認定されなくなるのは塾関連など一部だけ。参考書を自主的に購入する場合など、使途によっては奨学金が収入認定される可能性は残る。生徒の代理人を務める倉持恵弁護士は「(奨学金が)全額収入認定しないよう国に求めていく」と話した。



され、その分の保護費が減らされる。修学旅行やクラブ活動、私立高校授業料の不足分に充てる場合は、高校生活に必要な費用として除外を認めている。厚労省は、塾代も就学に必要な支援と判断した。具体的には塾の入会や授業、教材、模擬試験、通塾にかかる費用に奨学金を充ても収入と見なさない。家庭教師への月謝も同様の扱いとする。高校生のアルバイト代も塾向けに使えば収入認定しない。(我那覇圭)